

(附表 3 - 1) 認定医 更新のための単位等一覧表

一般社団法人日本臨床歯科 CAD/CAM 学会 認定委員会

1. 更新の要件（次のすべてを満たすこと）

- (1) 更新時において継続して本会の会員であること。
- (2) 下記 3 の取得単位を満たすこと。
- (3) 認定更新ケースプレゼンテーションを提出すること（附表 3 - 3。免除事由に該当する場合を除く）。
- (4) 更新手数料を納付すること（認定医制度施行細則第 5 条）。

2. 単位の算定期間

- (1) 算定期間は、登録年月日の翌日（2 回目以降の更新にあつては前回の算定期間の終期の翌日）から、更新期限の属する年度の 12 月 31 日までとする。会員資格を失った場合は、取得した単位は失効する。
- (2) 単位の算入は、デジタル会員証への登録によるものとする。
- (3) カテゴリー 3（参加歴）については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日以降に取得したものを算入する。
- (4) カテゴリー 1 および 2 については、デジタル会員証の本格運用が開始された 2024 年 4 月 1 日前に取得したものに限り、証憑の提出により算入することができる。

3. 取得単位

カテゴリー	項目	取得単位	必要単位
カテゴリー 1 (受講歴)	CCC ベーシックコース	20 単位	カテゴリー 1～3 の 合計で 10 単位以上 (更新時は、 カテゴリー別の 下限は設けない)
	CCC アドバンスコース	別表 1	
	ISCD（1 回につき）	10 単位	
	JSCAD 主催海外研修	10 単位	
カテゴリー 2 (発表歴)	学術大会一般口演	10 単位	
	学会誌（ジャーナル投稿）	10 単位	
	学術大会ポスター発表	10 単位	
	学術大会等依頼講演	10 単位	
	学術大会等企業講演	10 単位	
	夏フェス・支部会依頼講演	10 単位	
	夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表	5 単位	
カテゴリー 3 (参加歴)	年次学術大会	2 単位	
	夏フェス・支部会参加	1 単位	
		合 計	10 単位以上

※カテゴリー 1（受講歴）について、同一のコースを複数回受講した場合は、初回の受講のみを単位の対象とする。

※複数人での発表は筆頭演者のみを単位の対象とする。

※暫定期間の終了に伴い、「夏フェス・支部会の一般口演・ポスター発表」の暫定加算（5 単位→10 単位）は適用しない。

※認定更新ケースプレゼンテーションの免除に用いた業績は、カテゴリー 2 の単位に算入しない（二重使用の禁止）。

4. 更新申請の期限

- (1) 更新申請書類は、更新期限の属する年度の 12 月 31 日までに提出しなければならない。
- (2) 前項の期限を経過した場合も、3 月 31 日までは更新申請を受け付ける。この場合、当該年度の理事会に諮れないため、承認は次期理事会となり、認定証の交付は更新期限後となる。
- (3) 3 月 31 日までに更新申請を行わなかった者は、規則第 13 条第 2 号により資格を喪失する。

5. 更新の猶予

更新申請を行った者のうち、要件を満たさない者については、認定委員会の審査を経て、理事会が 1 年間の更新猶予を決定することができる。猶予は 1 回に限る。猶予期間中は資格を継続する。猶予期間の満了までに要件を満たさない場合は、規則第 13 条第 2 号により資格を喪失する。次回の更新期限は、猶予の有無にかかわらず当初の更新期限から 5 年後とする。

6. 更新申請書類

(1) 更新申請書（様式 6）

(2) 取得単位等一覧表（様式 2・更新用シート。掲載部分の写し（掲載予定の場合はその旨の記載）または免除事由を証する書類を添付）

(3) 更新手数料の振込明細（振込人名義は個人名の表記とすること）